

<2023年6月19日判明分>

●**出産育児一時金・家族出産育児一時金**〔該当箇所：オープンセサミ⑤P.9〕

令和5年4月1日から、支給額が引き上げられました。

【令和5年3月31日以前の出産の場合】

1児につき42万円（うち1.2万円は産科医療補償制度の保険掛金に充てられる）

【令和5年4月1日以降の出産の場合】

1児につき50万円（うち1.2万円は産科医療補償制度の保険掛金に充てられる）

●**定期予防接種**〔該当箇所：オープンセサミ④P.45、⑤P.90〕

令和5年4月1日から、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期予防接種について、接種可能な最低年齢が「生後3月」から「生後2月」に改められました。

A類疾病	ジフテリア	DPT-IPV※1	1期 生後 <u>2~90</u> 月未満	3回、追加1回
	百日せき	DPT		
	破傷風	IPV	2期 11~13歳未満	1回
	ポリオ	DT		

●**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る改正**

・**感染症法の分類**〔該当箇所：オープンセサミ⑤P.87〕

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「五類感染症」になりました。

・**学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準**

〔該当箇所：オープンセサミ④P.116、⑤P.112〕

令和5年5月8日より、学校において予防すべき感染症の「第二種」に新型コロナウイルス感染症が追加されました。

第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、病状が軽快した後1日を経過するまで
-----	--------------	----------------------------------

●**サル痘**〔該当箇所：オープンセサミ⑤P.87、88〕

令和5年5月26日より、感染症法上の名称が「サル痘」から「エムポックス」に変更されました。